



### 3 区判定委員会

#### (1) 組織

区判定委員会は、判定実施本部と5つの判定拠点（板橋・前野・大谷口・徳丸・高島平）で構成し、この判定拠点には、本部連絡員（1名）・支部連絡員・判定員を配置する。なお判定拠点は、板橋・前野・大谷口・徳丸・高島平の各地域センター内に設置する。

#### 【板橋区建築物応急危険度判定委員会組織 イメージ図】

□ : 民間判定員    ■ : 区職員



#### (2) 平常時の活動

発災時に迅速な判定活動が行えるよう、判定員全体会・模擬訓練・連絡訓練などを実施している。

#### (3) 発災後の流れ

大規模地震などによる災害が発生した時は、板橋区の災害対策本部が設置され、区内の被害状況に応じて応急危険度判定の実施を決定した場合は、災害対策本部のもとに被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置し、板橋区地域防災計画等に定められた実施体制をとる。なお、区判定委員会事務局は、判定実施本部に移行する。

判定実施本部では、被害情報をもとに被災範囲を推定し、要判定実施地域及び判定対象となる建築物の用途・規模等を決定する。この決定を受けて判定員に参集要請を行うが、被害が大規模である事などにより判定員が不足すると判断した場合は、東京都判定支援本部に対して判定員の派遣支援を要請する。

判定実施本部から判定拠点に派遣された判定コーディネーター（区職員）は、判定実施本部と連携して、判定拠点を開設・運営及び被害状況を把握し、判定員が安全迅速に判定できるよう努める。

#### (4) 判定員の活動

判定拠点に参集した判定員は、2名が1チームとなって、判定コーディネーターから要判定地域・判定対象建築物などの指示を受けて、判定地区にて判定業務を行う。

判定業務は現地で建築物の被災状況（建築物の傾き、外壁のひび割れ及び地盤沈下など）を外観調査し、「調査済」・「要注意」・「危険」のいずれかに判定して建築物に表示する。

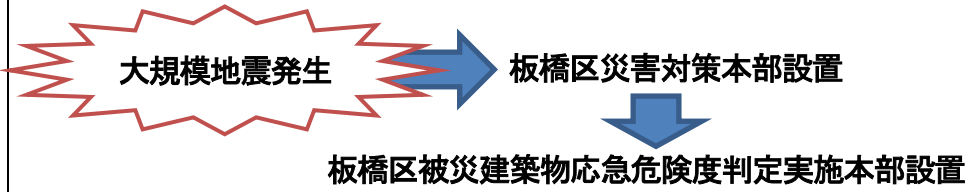
活動は昼間のみで、1チームの判定件数は1日当たり概ね15棟を目安とし、個人の連続活動は最長で3日間を限度としている。

### 4 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度

民間判定員の判定活動中における傷害等に対する保険制度があり、保険料は区が負担する。

【発災時行動計画概要】

凡例：◆判定実施本部員 ●コーディネーター ○判定員

日 程	内 容
1 日 目	 <p>◆判定実施本部員参集・情報収集・判定実施計画策定 ◆判定員参集依頼・判定拠点開設準備</p>
2 日 目	<p>◆参集可能判定員の名簿作成→第二段階の班・チーム編成・地区分け ◆状況により判定員の増員及び東京都に支援要請を行う ◆民間判定員の保険手続き（随時更新） ●判定拠点開設準備・現地調査→判定実施本部に状況報告</p>
3 日 目	<p>●判定拠点に参集＝業務確認→判定拠点を開設、判定員の受付 ○判定員が判定拠点に参集 ●コーディネーターのガイダンス後、班・チーム編成・地区を確認 ○判定に必要な資機材を受領し、班・チームごとに指定地区へ移動 ○建物の外観調査を行い調査票に記入し、ステッカーを建物に貼る ○指定時間までに帰着し、コーディネーターに結果報告→帰宅 ※激しい余震や雷雨などで継続が危険な場合は、判定業務を中止する。 ●コーディネーターが結果を集約し、判定実施本部に報告 ◆判定結果・被災状況を判定実施計画に反映→災害対策本部に報告</p>
4 日 目	<p>※3日目と同様に行動する。 ●第三段階の班・チーム編成・地区分け ◆状況により判定員の増員・東京都に支援要請を行う。</p>
5 ～ 10 日 目	<p>※3日目と同様に行動する。概ね10日目までの終了を想定 ●判定結果・被災状況を判定実施本部に報告 ●状況により建物のステッカーに対する相談窓口を開設する ◆判定業務の終了＝判定拠点の解散・撤収</p>
1 1 日 目	<p>●判定拠点における区民相談窓口を継続する。 ●危険・要注意ステッカーを貼った建物の再調査 ◆判定員の事故や怪我に対する手続き及びフォロー</p>